

▼ INDEX

- 1 新着アナリストレポートのご案内
- 2 証券取引等監視委員会コラム

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の2.を抜粋しております。

2 証券取引等監視委員会コラム

監視委員会の事務処理状況の公表について(その3)

前々回からは、6月28日に公表した、当委員会の第19回目の事務処理状況、すなわち、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間に関する、「証券取引等監視委員会の活動状況」(以下「活動状況報告」と称する。)をご紹介している。

最初の項目である「市場分析審査」のうち、前二回は、

- 情報の受付状況
- 金融庁や証券監視委員会の職員を装った悪質な電話について
- 市場動向分析
- 公開買付けに係る実務及びインサイダー取引のリスクに関する把握と対応策の提言をご紹介したところである。

今回は、市場分析審査の最終回として、「取引審査」等についてご紹介したい。

○取引審査

市場分析審査課では、取引審査として、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて、以下のような銘柄を抽出し、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取している。

- ・株価が急騰・急落するなど不自然な動きが見られた銘柄
- ・投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす「重要事実」が公表された銘柄
- ・新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄
- ・一般から寄せられた情報において取り上げられている銘柄(前々回申し上げたように、寄せられた情報は、このように活用されている)

次に、これらの報告・資料に基づいて、市場の公正性を害する相場操縦や内部

者取引、偽計等の疑いのある取引について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた金融商品取引業者に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。審査の結果、問題が把握された取引については、委員会内の担当部門において一層の究明がなされることとなる。

22年度における証券監視委及び財務局等の取引審査件数は、以下のとおりである。

総件数 691件

うち 監視委員会 224件 財務局等 467件

審査項目別内訳

価格形成 54件

内部者取引 613件

その他 24件

こうした取引審査にあたっては、以下のような連携が欠かせない。

(1) 海外証券規制当局との連携

委員会は、取引審査の段階においても、クロスボーダー取引について、必要に応じ、金融商品取引業者や海外証券規制当局から情報を収集することにより、市場監視の空白が生じないように努めている。

(2) 自主規制機関との緊密な連携

日常的な市場監視活動は、自主規制機関である金融商品取引所や金融商品取引業協会でも行われており、取引審査においても、緊密な連携を図っている。

特に、平成21年1月からは、全国の証券会社と全国の証券取引所や日本証券業協会、証券監視委・財務局等との間を専用線によるネットワークで結び、売買データの接受を電子的に処理するシステムである「コンプライアンスWAN」が稼働している。

このシステムにより、稼働以前はフロッピーディスク、電子メール等で行っていた売買データの授受を、安全性の高い専用ネットワークを経由する方法に一本化することにより、

イ) 売買データの授受における個人情報の漏洩リスク、記憶媒体紛失リスクが低減し、

ロ) 売買データの徴求依頼・受領処理に要する時間が短縮されることで、取引審査事務の効率化につながり、

ハ) 証券会社においても、売買データの提出に要するコスト削減につながるなどのメリットがもたらされている。

また、証券監視委は、日本証券業協会を中心に検討が行われている「内部者取引防止に関する内部管理態勢等ワーキング」に参加し、同ワーキングの論点整理の取りまとめを踏まえ、日本証券業協会等において様々の規則改正が実現している。特に、20年10月の「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」の一部改正により、日本証券業協会の協会員は、内部者取引の

おそれがあると認識した場合に証券監視委及び日本証券業協会に報告することが求められることとなり、21年4月以降、当委員会に報告が寄せられるという緊密な連携体制が構築されている。このほか、同協会の運営するJ-IRISSについて、上場会社の役員情報の登録・管理を行う仕組みであり、その意義等を紹介する活動に当委員会としても協力しているところである。

○東日本大震災への対応

最後に、証券監視委の市場監視活動における東日本大震災への対応について述べたい。

3月13日、自見金融担当大臣から、「金融市場及び証券市場については、(中略)3月14日以降も、円滑な経済活動を確保する観点から、通常通り、取引が行われることとなっています。その際、当庁においては、災害の発生に乗じた不適切な取引を防止するため、市場の厳格な監視を行ってまいります。具体的には、証券取引等監視委員会や証券取引所等の関係者と連携して、売付けの際に株の手当てのない空売り規制(Naked Short Sellingの禁止)等の厳正な執行を含め、相場操縦等の不正行為に係る監視を徹底し、違反行為には厳正に対処してまいりたいと考えています。」

当委員会としては、上記大臣談話を踏まえ、翌日から、全取引所の売買審査部門との間において、金融商品取引所との連携を密にする体制(不公正取引の監視に係るホットライン)を立ち上げ、迅速な情報交換を行う体制を構築するとともに、こうした金融庁、当委員会、金融商品取引所の緊密な連携に基づく監視体制の下で、仮に取引の公正を害するような違反行為が認められた場合には、厳正に対処していくこととしている。

皆様方からも、こうした災害に乗じた不公正取引、また、近時、一部で報道されている災害に乗じた違法な金融取引(未公開株、社債、ファンド販売等)について、少しでもご不審の点等、情報があれば、是非、情報受付窓口にお寄せいただきたい。

\*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

-----  
著者紹介 寺田 達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009年金融庁総務企画局市場課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を掲載したメールマガジンを配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>